

「くまさん安定型最終処分場整備事業に係る環境影響評価書」についての熊本県知事による環境保全措置の要請

令和7年（2025年）8月22日

本事業は、株式会社大（以下「事業者」という。）が八代市二見赤松町に産業廃棄物安定型最終処分場を設置するものである。

対象事業実施区域は、過去に採石場として利用されていた土地であり、長年にわたる採石に伴う発破により地盤の透水性が高くなっていることが熊本県環境影響評価審査会において指摘されている。

また、対象事業実施区域周辺は上水道等が整備されておらず、地域住民は地下水を飲料水として用いている。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺を含む八代地域は、熊本県地下水保全条例（平成2年熊本県条例第52号）に基づく指定地域に指定されている。

本事業については、令和6年（2024年）12月20日に「くまさん安定型最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）についての知事意見（以下当該知事意見を単に「知事意見」という。）として、事業特性及び地域特性を踏まえ、「遮水シートの設置等により浸透水の地下浸透を確実に防止すること」など計30項目について意見を述べたところであるが、令和7年（2025年）7月25日に公告された「くまさん安定型最終処分場整備事業に係る環境影響評価書」（以下「評価書」という。）では、知事意見の一部について事業者が対応していない。

このため、評価書の内容について、以下のとおり環境保全の措置を求める。

評価書の内容について求める環境保全の措置

- (1) 知事意見において、「遮水シートの設置等により浸透水の地下浸透を確実に防止すること」を求めたところ、評価書においては、最終処分場の底盤部に厚さ20cmのベントナイト混合土を施工する計画に変更されているが、例えば、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に示される地下水の汚染を防止するための措置と比較すると、同等の遮水性能があるとはいえない。また、ベントナイト混合土を表層に敷設する場合、その一部が雨水及び浸透水とともに流出し遮水性能が失われる可能性がある。加えて、日射による劣化、埋立処分に用いる車両の走行又は転圧等の作業による衝撃若しくは埋め立てる廃棄物等の荷重によってベントナイト混合土の層が損傷し、浸透水が地下へ浸透するおそれがある。さらに、埋立地法面部には遮水シートの設置等の計画がない。これらのことから、現在の事業計画では浸透水の地下浸透を確実に防止するための構

造でないことは明らかである。

また、対象事業実施区域内の地盤は、地質調査の結果によれば、透水性が高いことが明らかとなっており、埋め立てた廃プラスチック類の付着物に起因する汚水が発生した場合、対象事業実施区域及びその周辺の地下水を汚染するおそれがあり、地下水の汚染が発生した際には、その汚染の除去は極めて困難である。

については、安定型最終処分場から発生する浸透水の地下浸透を確実に防止するため、遮水シート等の構造及び設置等の範囲を再度検討するとともに、その耐久性を担保するよう検討すること。

また、当該検討の結果により対象事業実施区域内から浸透する水の量が減少し、河川へ排出する浸透水处理水が増加することが想定されるため、当該検討後の最終処分場の構造を前提として、河川水質、地下水の水位・流向等及び水質並びに土壌の予測及び評価を見直し、適切な環境保全措置を検討すること。

- (2) 知事意見において、「PFOS 及び PFOA^{*}をはじめとする要監視項目について放流先の河川及びそこから浸透する地下水で指針値を満足するよう浸透水处理施設の処理能力を検討すること」を求めたところ、評価書においては、排水口において、粒状活性炭を入れたマットに接触させる計画となっているが、当該処理により放流先の河川において指針値を満足できるとの根拠が示されていない。

については、放流先の河川において指針値を満足するため、浸透水处理施設における処理方法について更なる検討を行うとともに、その処理方法における処理対象物質ごとの処理能力を検討すること。

※ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（有機フッ素化合物の一種）

- (3) 知事意見において、河川水質（水の汚れ及び富栄養化）について、「化学的酸素要求量（以下「COD」という。）以外の生活環境項目、全りんの予測及び評価を実施すること並びに COD 及び全窒素の浸透水の水質の予測値の算出根拠を示すこと」を求めたところ、評価書においては、既存の参考資料の平均値を用いた予測が行われているが、当該資料は、一つの市町村内に設置されている 5 つの産業廃棄物安定型最終処分場における環境モニタリングの結果である。

また、当該資料の平均値を用いた予測が行われているため、本事業の実施により発生する浸透水の水質の状況によっては、計画している浸透水处理施設ではその処理能力が不足するおそれがある。

については、全国的な産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水の水質の状況を

参考とするとともに、参考とした資料の最大値を用いるなど、浸透水の水質が悪化した場合を想定した予測及び評価を行い、浸透水処理施設の処理方法及び処理能力を検討すること。

- (4) 知事意見において、「対象事業実施区域より下流の影響が及ぶ範囲の地下水位等の調査を改めて実施すること」を求めたところ、評価書においても調査、予測及び評価は実施されておらず、対象事業実施区域及びその周辺の地下水の水質に係る環境影響を予測及び評価するための調査が不足している。

そのため、対象事業実施区域外の地下水の水位・流向等が明らかになっていないとはいえない。

については、対象事業実施区域より下流の影響が及ぶ範囲の地下水の水位・流向等の調査を行い、対象事業実施区域及びその周辺の地下水の水質に係る環境影響について必要な予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。